



はじめのいっぽ

令和4年度
3月号

令和5年2月28日

認定こども園

東野田ちどり保育園

東野田ちどりキッズ・庁舎内

江川 永里子

三年ぶりに「劇あそび」参観を行う事が出来ました。早くから練習を開始し、当日を楽しみに進めてきました。4才そら組は、10分の内容を各々張り切って演じてくれました。5歳ゆめ組は20分の長編作品をみごとに演じきりました。「伝える力」役作りをしながら子ども同士でアドバイスをしながら取り組んできました。4クラス共に、「達成感」のある終え方が出来ました。力強い応援に深く感謝いたします。



いよいよ別れと出逢いの「春」がやって来ます。毎日、毎日を大切に過ごして今年度のしめくくりをしたいと思います。



～アドラーより～

子どもの課題を共同の課題にする(2)

1. 子どもの行為の結果、親が迷惑をこうむったとき

子どもの行為の結果、親が迷惑をこうむることがあります。親が迷惑に感じるのは、厳密に言えば親の問題です。しかし、親ひとりだけでこの課題を解決することはできません。このような場合には、親の方から子どもに相談をもちかて、共同の課題にしてもらうことができます。

たとえば、きょうだい喧嘩は子どもの課題ですが、親の側には、やかましいとか、ものを壊されると困るとかの迷惑がかかるかもしれません。そこで、「静かにしてくれる？」とか「外でやってきてくれる？」とかいうように、親からお願いすることができます。

2. 親以外の人が迷惑をこうむったときは？

子どもの行為の結果、親は迷惑ではないけれど、親以外の人が迷惑をこうむっているというようなこともあります。そのような場合にも、共同の課題にしてくれるようお願いすることができます。

ただし、たとえば、きょうだい喧嘩などの場合、兄が弟をいじめるので、弟が迷惑だろうと考えて、弟が頼んでもいないのに、兄に「弟をいじめのをやめてくれない？」とお願いしたりすると、兄は「親は仲間じゃない」と感じて、かえって怒ってしまうかもしれませんし、弟は「私に能力がない」と感じて、依存的になってしまうかもしれません。きょうだい関係については、誰かが有利になって誰かが不利になるような介入をしない方がいいと思います。

3. 共同の課題にできることとできないこと

子どもの行為が迷惑なので共同の課題にしてくれるようお願いするとき、何が共同の課題にできて、何は共同の課題にできないかを、あらかじめよく考えておく必要があります。たとえば、思春期の子どもは長電話をしたりします。そのこと自体は子どもの課題だと思うのですが、親にもいくらか迷惑がかかります。たとえば、電話料金を支払わなければいけないとか、話し中になってしまって親にかかってきた電話がとれないとか、大声で話をするので邪魔になるとか。しかし、「電話をやめてよ」というわけにはいきません。なぜなら、電話をすること自体は子どもの課題であって、子どもから相談を持ちかけられないかぎり、親が介入するのはよくないことだからです。そこでたとえば、電話料を支払ってもらうというようなことであれば、共同の課題にしてもらえます。